○愛媛県犯罪被害者等支援条例(令和5年3月24日条例第7号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 推進体制の整備等(第10条-第13条)
- 第3章 基本的施策 (第14条—第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
 - (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して 暮らすことができるようにするための取組をいう。
 - (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害をいう。
 - (5) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該犯罪等を知る 者等による誹謗(ひぼう)中傷その他の言動、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的 な苦痛、名誉の毀損、身体の不調、生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
 - (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳 にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、再被害又は二次被害の状況 及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に講じられると ともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されることを旨として、推進され なければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援が途切れることなく講じられることを旨として、推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者が相互に連携を図りながら、協力して講じられることを旨として、推進されなければならない。 (県の責務)
- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の 支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援 の必要性について理解を深め、再被害及び二次被害が生じることのないように十分配慮するよう 努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとす る。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労に関し、必要な支援を行うよう努めるとともに、犯罪等による被害及び二次被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように十分配慮するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次被害が生じることのないように 十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよ う努めるものとする。

(市町の青務)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援 の必要性について理解を深めるよう努めるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよ

- うに十分配慮するよう努めるものとする。
- 2 市町は、国、県及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等に対して必要な支援 を行うほか、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (民間支援団体の責務)
- 第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識及び経験を生かした犯罪被害者等の支援を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な管理)

第9条 県、事業者、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する機関等は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適正に管理しなければならない。

第2章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第10条 県は、国、市町、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等の支援を効果的かつ円滑に実施 するために必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

- 第11条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
 - (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴く とともに、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、指針の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)について準用する。
- 6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、定期的に公表するものとする。

(愛媛県犯罪被害者等支援推進会議)

第12条 前条第3項の規定により知事に対し意見を述べさせるため、愛媛県犯罪被害者等支援推進

会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、民間支援団体及び関係機関の職員等のうちから知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事 が定める。

(財政上の措置)

第13条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第14条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、 犯罪等による被害の発生時から、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、 必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介する等必要な施 策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての支援)

第15条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被 害者等が行う損害賠償の請求に関し、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた必要な施策を講 ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成 に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第18条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、 施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその受けた被害に係る刑事に関する 手続に証人等として関与する場合における特別の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。 (居住の安定)

第19条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅(愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第2条第3号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な居住のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第20条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、 事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解 を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第21条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずる ものとする。

(県民の理解の増進)

第22条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の 重要性等について県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発、教育活 動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第23条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、児童、生徒等に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第24条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援にかかわる人材を育成 するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第25条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及 び助言、犯罪被害者等の支援に従事する者の心理的負担を軽減するための措置その他の必要な施 策を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。